

外国語教育研究機構の設立まで

著者	織田 稔
雑誌名	関西大学外国語教育研究
巻	1
ページ	97-124
発行年	2001-03
その他のタイトル	The Institute of FL Education and Research A Documental Record of its Birth
URL	http://hdl.handle.net/10112/1183

外国語教育研究機構の設立まで

The Institute of FL Education and Research

—A Documental Record of its Birth—

織 田 稔

ODA Minoru

関西大学の外国語教育は、発足以来、文学部の当該外国語の学科の教員によって担当されてきた。それには本学の歴史が大いにかかわっている。法学部を基軸に幾多の改変を重ね拡充を続けてきていた本学は、昭和22年(1947)の突然の学制改革においても比較的スムーズに、法・文・経・商の4学部からなる新制大学へと移行することができた。他のほとんどの大学が、各種の大学、専門学校、高等学校、(高等)師範学校の半ば強制的な統廃合による寄合い世帯で出発したのに対し、本学は恵まれていたと言える。事実、多くの新制大学では旧制高等学校・専門学校多くの教員、とりわけ外国語の教員を抱え込むことになり、多数の学部を有する総合大学では、一般教育科目担当の教養部を別に設けることにより、あるいは各学部これらの教員を分属させることにより、この問題に対処した。また小規模の地方大学では、学芸学部(後に教育学部に改称)の教員が他学部のこれらの授業科目を担当した。

本学ではそのような学部/教養の二重組織を避け、文学部の各学科・教室に所属の教員が、法・経・商3学部の外国語教育も担当する道を選んだ。そしてこの体制は、昭和33年(1958)の工学部の発足、昭和42年(1967)の社会学部の発足のときにも受け継がれた。その間に、外国語教育の対象となる学生数は何倍になったことであろうか。私が関西大学に赴任した昭和60年(1985)当時すでに、文学部の一学科である英文学科が、自己の学科の学部教育とともに、関西大学6学部すべての学生の英語教育をも担当することの矛盾と限界は誰の目にも明らかであり、外国語教育の改善を求める他学部からの声は、要望の域を超えて要求に近い切実なものであった。しかし文学部からの対応は緩慢で実効に欠け、他学部を納得させるに十分なものではなかった。

このような状況が一気に動き始めたのは、やはり、平成3年(1991)7月の大学設置基準の改正、いわゆる「大綱化」による。すでにその矛盾が頂点に達していた教養部が、多くの大学で解体され、学部再編の流れが加速するなかで、本学でも、学長の諮問機関として教学充実検討委員会、一般教育等検討委員会が設置され、平成5年(1993)2月、平成6年(1994)9月に、それぞれ答申を提出している。

しかしこれらの答申で扱われているのは外国語教育だけでなく、本学の教学全般に及ぶもの

であり、対処すべき問題の大きさ、根の深さに圧倒されてか、あるいはあきれはててか、改革への動きは一頓座したかに思われた。それが急に新たな展開を見せはじめるようになったのは、やはり平成6年(1994)の高槻キャンパスでの総合情報学部の発足によるものであろう。ここでは、地理的な条件もあり、外国語担当の教員も総合情報学部に所属の専任教員となり、いわゆる「縦割り」の人事・カリキュラムが独自に導入されることになった。この時点で、事実上、文学部専任教員による全学の外国語教育という体制は終わりを告げていたのである。平成8年(1996)10月9日、岡村文学部長による懇談会設置の提案は、このような背景のもとになされたものと理解される。

〈資料1〉

1996.10.9

文学部長 岡村達雄

「外国語教育研究機構(仮称)」懇談会の設置について

○設置の趣旨

1991年7月の大学設置基準の改正以降、本学では一般教育のあり方について、教学充実委員会や一般教育等検討委員会において検討を重ねてきた。そして検討の結果は、1994.9.21付「一般教育等のあり方とその改革について(答申)」(いわゆる土倉答申)にまとめられ、それがその後の本学の一般教育の具体的な改革を方向付けてきた。今回の一般教育の改革実施案においても、上記「土倉答申」がその基礎に置かれていることに留意する必要がある。

さて、1997年度からの実施を予定している今回の実施案においては、「土倉答申」に盛り込まれていた「外国語教育研究所(仮称)」の設置が、具体的な検討に付されることなく、積み残されたままになっている。しかしながら、答申によって方向性を与えられた本学の一般教育の改革の動きを考えると、いずれ遠くない時期に答申に盛り込まれた「外国語教育研究所(仮称)」の設置が全学的に求められる可能性が高いと考えられる。

一方、これまで本学の一般教育を主体的に担ってきた文学部においては、この間、一般教育の改革問題にたいして、一般教育の理念を掲げつつ全学的に精力的に取り組んできたにもかかわらず、基本的に旧来の制度や枠組みの維持と固守の立場から大きく踏み出すことができなかったこともあって、残念ながら、全学にたいして一般教育の重要性を訴えるとともに、実現可能な具体的提案を行い全体の議論をリードしていくことができなかった。

今回の実施案において先送りされた「外国語教育研究所(仮称)」の設置の問題は、教員数とその構成、8学科・2教室体制など文学部の現存する組織、体制と直接に関連する問題であり、その重要性の高さの点において今回実施案の比ではない。文学部が、これまでと同じような受け身の対応を続けていくことは、関西大学全体にとって好ましくないばかりか、文学部の将来を誤りかねないことになろう。

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

この際、学部の叡知を傾けて、以下の要領で学部長の下に期間を限った懇談会を設けることを提案する。

○目的。期間。構成。その他

1. 目的 「外国語教育研究機構（仮称）」の設置について検討し、具体案を作成、提案すること。
2. 設置の期間 1996年10月1日より1997年9月30日の1年間
3. 構成と人数 外国語担当学科・教室（英文学科、フランス文学科、ドイツ文学科、中国文学科、教養教室）より各1名。学部長の指名するもの若干名。
答申とりまとめのために座長を置く。
4. その他 1997年3月末までに中間答申をとりまとめる。
1997年6月末までに最終案（具体的実施案）を提案する。

この懇談会の構成員及び審議の経過については〈資料3〉を参照していただくとして、ここでは、まず平成9年4月7日提出の中間答申のうち、その後もっとも論議の対象となった最後の部分を資料として掲げておくことにしたい。

〈資料2〉 _____

「外国語教育研究機構（仮称）の設置について」中間答申

1997年4月7日

外国語教育研究機構（仮称）懇談会

1. はじめに
2. これまでの経緯——2つの答申
3. 具体化にあたって考えられる問題点
4. 新機構に求められるいくつかの基礎的条件
(以上、省略。〈資料3〉参照)
5. 叩き台としての「外国語教育研究機構（仮称）概念図（案）」と若干の説明

以上の報告調査、研究討議をへて、われわれが到達した新機構の教育組織、研究組織の概要は、別紙概念図（案）が示す通りである。

この概念図について若干の説明を加え、今後を検討すべき点としたい。

(1) なぜ「外国語教育研究機構（仮称）」としたか。

一般教育等検討委員会答申に従い「外国語教育研究所」とするのを妥当とする意見が多数であったが、新機構を「研究所」と位置付けることについては完全な合意に達することができなかった。

新機構はあくまでも「新学部」を目指すべきであるとの意見が一方に、また他方に文学部内でその「新学科または新教室」として外国語教育を担っていくことも絶対不可能とは言い切れないのではないかと意見が聞かれたからである。なおこれらの意見については、本懇談会の範囲を超えた問題であり、文学部将来構想委員会に委ねられねばならない。

他方「研究所」を積極的に是とする意見も聞かれた。全学部の外国語教育を責務とする以上、みずからは「学部」であることを求めず、また「学部」だけが唯一の研究教育組織である本学の現状の改革のためにも、あえて、学部学生をもたぬ「研究所」として、本学の研究教育組織の多様化、活性化の突破口となるべきではないか、との意見である。

(2) なぜ「4部門」か。

各外国語の教育が円滑に行われるように次の4部門を置く。「部門」の名称は、新機構の性格の決定に伴い「学科」「教室」などに変更される。

まず「日本語教育」については、世界のグローバル化は日本語のグローバル化でもある。新機構に外国語としての日本語部門は必要不可欠である。「英語教育」については、事実上、開講外国語クラスの半数を占め、また既習外国語として、独自の多様な対応が必要とされるであろう。また「ヨーロッパ系言語教育」については、ドイツ語、フランス語を中心に、スペイン語、ロシア語が、「アジア系言語教育」については中国語を中心に、これに朝鮮語が加わることになる。

(3) 大学院研究科について

所属教員の一層の研究活動を保障し、併せて外国語教育担当者の養成、社会人のリカレント教育の要請に応えるため、言語教育、言語文化、言語科学を柱とし、文学研究科と重複しない内容の大学院課程を設置する。新機構が「研究所」の場合は、大阪大学の「言語文化部・言語文化研究科」と類似の部局となる。

(4) 「6教育研究系」について

すべての専任教員は上記「4部門」のいずれかの教育組織に所属すると同時に、研究と教育の統合、学際的研究の推進のために、各自の担当する言語と地域文化、専門とする研究領域により、いくつかの集団を形成することが望まれる。このような集団を「教育研究系」と仮称し、例示の域を出ないが、6つの教育研究系案を提示した。

(5) 「外国語教育全学委員会」について

新機構及び各学部から選出の委員により、全学の外国語教育の運営と計画、調整を目的とする委員会を構成する。

(6) 「コミュニケーションクラス委員会」について

コミュニケーションクラスの運営と計画、調整を行う委員会を設置し、併せて特任外国語講師にかかわる諸事項を扱う。

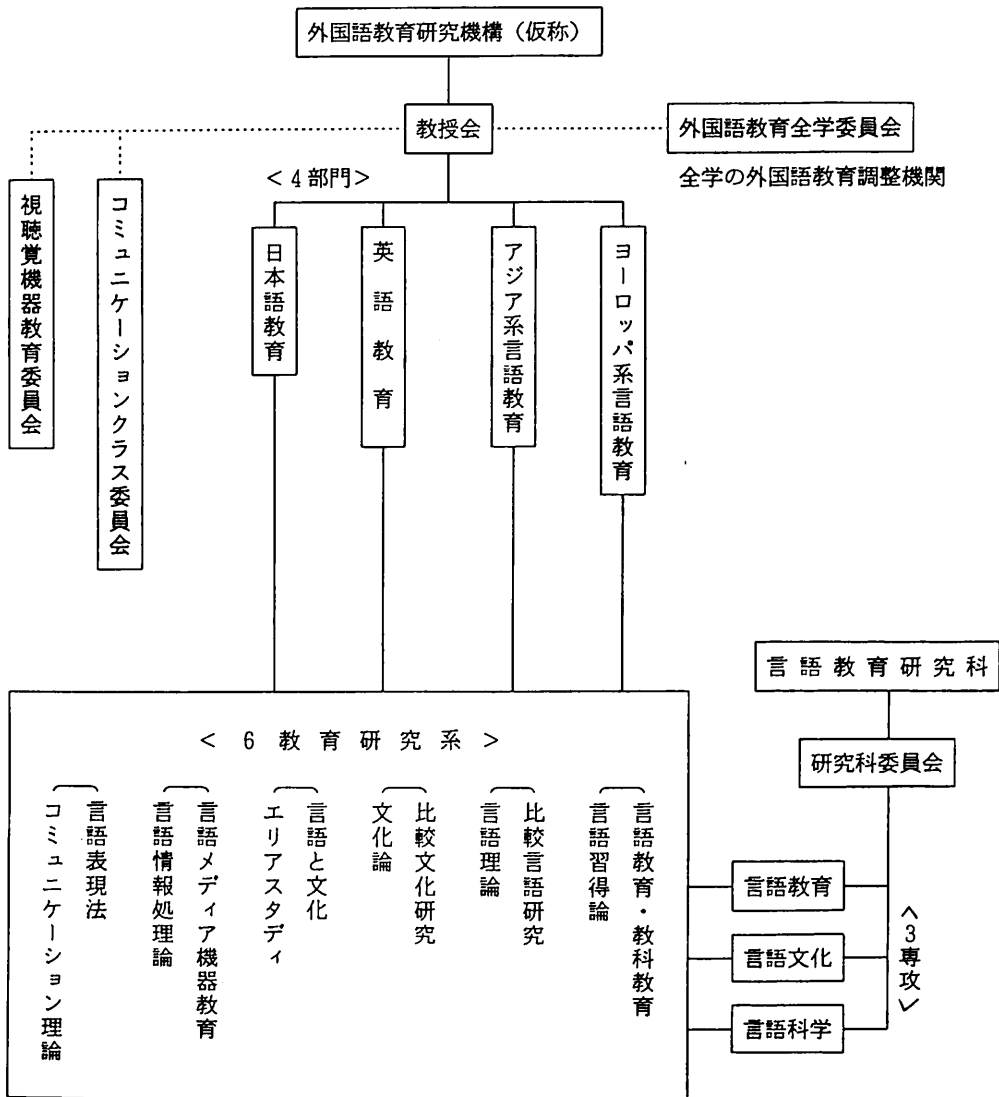
外国語教育研究機構の設立まで（織田）

(7) 「視聴覚機器教育委員会」について

LL 教室、視聴覚教室、CAL 教室での外国語教育の必要性は今後一層増大するものと予想される。ラジオ、テレビ、テープレコーダー、コンピューター等の機器を用いた言語教育の運営と計画、調整にあたる委員会を置き、新しい時代の要請に応える。

外国語教育研究機構（仮称）概念図（案）

〔別紙〕



中間答申提出のあと、文学部教授会、全学将来構想委員会においてその趣旨を説明し、質疑を受け貴重な意見をいただいた。さらに文学部教授会メンバー有志によるヒアリングを行い、最終報告(具体的実施案)の作成に精力的に取り組んだ。以下がその全文である。

〈資料3〉

1997年 7月 4日

文学部長
岡村達雄 殿

「外国語教育研究機構(仮称)」懇談会
座長 織田 稔

「外国語教育研究機構(仮称)の設置について」答申について

本懇談会設置の目的により、また設置時の合意に従い、最終報告を別紙のとおり提出いたします。

「外国語教育研究機構(仮称)の設置について」答申

1997年 7月 4日

外国語教育研究機構(仮称) 懇談会

1. はじめに

本懇談会は1996年10月9日の教授会において、文学部長の提案により、「外国語教育研究機構(仮称)」の設置について検討し、具体案を作成・提案することを目的として設置されたものであり、1997年3月末日までに中間答申をとりまとめ、6月末日までに最終案の提案を行うことを求められている。この求めに応じ10月16日の第1回懇談会以来、9回に及ぶ懇談会と1回の打合せ会を開き、その結果を中間答申として学部長に去る4月7日提出した。それは、本学におけるこれまでの取組み、また他大学の改革事例を調査研究ののち、各委員による見解報告、座長による新機構完成概念図等を中心に検討を重ね、その結果を中間報告としてまとめたものであった。

中間答申の提出後、7回に及ぶ懇談会と1回の打合せ会を開き、具体的実施案の提案に向け検討を重ねると同時に、その間、文学部教授会及び将来構想委員会において中間答申の報告と補足説明を行い、多くの貴重な意見を聞くことができた。また5月28日には教授会終了後、本懇談会によるヒアリングを開催(参加者62名)、14名に及ぶ各学科・教室からの意見発表者から、具体的実施案の作成に向けて、忌憚のない意見と示唆に富む提言を与えられた。出席者全員による質疑応答も、広く文学部の意見を徴することができ有意義であった。さらに6月12日には

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

全学の将来構想計画委員会において、先の中間答申について説明を行う機会を与えられ、また他学部の、この問題に関する率直な意見を聞くことができた。

時間に制約されての作業であったため、多くの検討課題を将来に残すことになったが、寄せられた各方面からの意見を踏まえ、ここに外国語教育研究機構の設置について以下の通り提案し、本懇談会の最終報告とするものである。

2. この問題に関する本学のこれまでの取組み

本学での外国語教育のあり方については、かねてよりその改革に向けて多くの検討がなされてきたが、1991年7月の大学設置基準の大綱化以来、その改正に従って学長が諮問した2つの委員会による答申が、とりわけ重要なものである。それぞれの答申の外国語教育の制度と組織に関する部分の骨子を示せば、おおよそ次のようになるであろう。

A. 教学充実検討委員会「関西大学の一般教育と専門教育のあり方について」答申

〈外国語教育センター〉案（平成5年2月27日）

- (1) 原則として外国語教育に専心するスタッフによって構成される
- (2) 本学の外国語教育に関する調査・研究、点検・評価、助言・情報の提供を行う
- (3) 外国語教育の研究機構としてさまざまな活動を行う
- (4) 特任外国語講師の受入れ、管掌の機関となる

B. 一般教育等検討委員会「一般教育等のあり方とその改革について」答申

〈外国語教育研究所〉案（平成6年9月21日）

- (1) 学部学生は所属しないが、全学の外国語教育に責任をもつ学部準ずる機関とする
- (2) 各学部教授会と同等の権限を有する教授会をもち、所属教員の研究活動を保障し独自の人事審査を行う
- (3) 大学院課程を設置し、外国語教育担当者の養成機関としての機能をもつ
- (4) 質実ともに充実した機関となる期待を込めて「外国語教育研究所」と呼ぶ

教学充実検討委員会答申では、研究教育機構としての活動内容中心に述べられており、全学の教育研究機関内での位置付けとその性格については、「外国語教育に専心するスタッフによって構成」とあるだけで、明確には示されていなかった。一般教育等検討委員会答申では、その機構を「全学の外国語教育に責任をもつ学部準ずる機関」と位置付けると同時に、所属教員の身分保障となる教授会、研究・教育の機会を確証する大学院研究科の設置を明らかにし、教学充実検討委員会答申より一步踏み出したものとなっていた。

なお現在、これら二つの答申を引継ぎ、全学の「将来構想計画委員会」がこれらの問題を検討しているが、「外国語教育研究機構（仮称）」も重点4項目のうちの一つとして、近くその審

議の概要が学長に中間報告されることになっている。

3. 具体化にあたって考えられる問題点

これら2つの答申は、学長の諮問を受けて、全学から選出された委員によって審議されたものであり、文学部もまたこれらの答申が示す改革案に対して責任を負っている。本年4月から実施されている一般教育に関する改革も、上記一般教育等検討委員会の答申にもとづくものであり、外国語の教育研究機構に関する答申内容は十分に尊重されなければならない。特に次の諸点は、新機構の具体化にあたって最も考慮されるべき点であり、強くその実現が求められる。

A. 特に尊重されるべき答申中の指摘

- (1) コミュニケーション手段としての外国語運用能力の修得を目的とした外国語教育の導入と拡充
- (2) 開講される外国語の多様化とその履修方法の弾力化
- (3) 全学の外国語教育に責任をもつ教育研究機構としての位置付け
- (4) 所属教員の身分と研究・教育の機会の保障

しかし、具体的実施案の作成となれば、これらの答申にもまだまだ検討の余地があり、解決しなければならない問題点も多く残されている。これまで本学の外国語教育に深く関わってきた文学部としては、特に次の諸点について慎重かつ大胆な取組みを求めたい。

B. 具体化に向け特に留意すべき問題点

- (1) まず新機構の教育研究機関としての具体的機能については教学充実検討委員会答申に述べられているが、これだけでは発信型外国語教育の一部だけを担う「研修センター」的なものに終わる恐れがある。全学の外国語教育に責任をもち、その質の向上と維持を果たすためには、本学の外国語教育の調査・点検・評価とともに、教員相互の活発な教育研究活動が必須の要件である。学部と同等の機構として、それにふさわしい規模と内容を備えたものでなくてはならない。
- (2) さらに、世界の政治・経済の急速なグローバル化と通信・情報メディアの急激な発達、大学の外国語教育にも新たな国際化への展望を求め、多様化する各学部・学生さらに社会からのニーズに対応できる柔軟なカリキュラムの開発と運用を求めている。コミュニケーション手段としての外国語運用能力の効果的な育成が最重要課題であることは論をまたないが、問題は、そのための外国語教育機構はどのようなものであるべきか、である。
- (3) しかしこのことは、従来大学の外国語教育が果たしてきた重要性をいさかかも減ずるものではない。思想・文化をその著者の言語によって、その言語の思考によって学習することの意義は測り知れず、思考の錬磨、思想の深化の場として、今後の本学の外国語教育

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

においても重要不可欠の部分でなくてはならない。

- (4) さらに答申の具体化にあたって問題となるのは、これまで本学の外国語教育を主として担ってきた文学部及び関連外国語学科・教室との関係をどのように調整していくかということである。これは文学部の将来構想計画と密接に関わり、本懇談会だけで扱い得る問題ではない。
- (5) そして先の6月12日の将来構想計画委員会においても強く指摘されたことであるが、各学部の専門教育との連携に十分配慮した外国語教育実施のための方策、さらに年ごとに拡大する国際交流活動を視野に入れた本学の国際化に貢献する組織であることなども重要な検討課題となるであろう。

4. 新機構に求められるいくつかの基礎的条件

本懇談会では、先の2つの答申に対するこのような検討結果と、他大学における外国語教育システムの改革の調査にもとずき、新しい外国語教育研究機構が充たすべき基礎的条件を次の5項目にまとめた。

- (1) 新機構は他の本学教育職員と同一の身分、待遇の所属専任教員をもつ
- (2) 新機構は本学の学部教授会と同等の独自教授会をもつ
- (3) 新機構は本学の外国語教育全般の運営について責任をもつ
- (4) 新機構は教育組織を縦糸、研究組織を横糸とし、すべての所属教員に研究と教育の場を保障する
- (5) 新機構は外国語教育の研究機関として、また高度の専門性を有する外国語教員の養成と研修の場として、大学院研究科をもつ

多くの大学の改組・改革において教養部が解体され、たとえば新潟大学では外国語教員の他学部への分属、また京都大学や神戸大学では外国語教育を主たる責務としない総合人間学部や国際文化学部、発達科学部などの新学部への移行、また同志社大学では各学部に分属の外国語教員の語学センター的付置機構への統合など、大学としての外国語教育の主体性の喪失、責任の分散化につながる事例が多く見られた。このような事態は、本学においては絶対に避けなければならない。

5. 新機構の名称と組織

以上の報告調査、研究討議、中間答申報告、文学部ヒアリング等を経て、われわれが到達した新機構の教育組織、研究組織の概要は、「別紙概念図（案）」が示す通りである。この概念図に従って以下若干の説明を加えていくことにしたい。

(1) 名称は「外国語教育研究所」とする。

全学の外国語教育に責任をもち、その教育機関としての責務を全うしていくためには、それを支える柱として、研究機関としての明確な位置付けが必要である。語学教育のプロフェッショナルの集団として、また多数のネイティブ・スピーカーの語学教育研究者を擁する機関として、活発な研究活動をまず名称によって保障する必要がある。大学院研究科の設置、科学研究費の申請等においても、「研究所」の名称は不可欠であるとの指摘があった。

(2) 専任教員による「教授会」を置く。

この教授会は各学部教授会と同等の権限と任務をもち、本研究所に関わる重要事項の唯一の審議決定機関とする。

(3) 対象とする外国語教育（日本語教育を含む）ごとに、当面、次の「部門」を置く。

「日本語教育」「英語教育」「ドイツ語教育」「フランス語教育」「中国語教育」「スペイン語教育」「ロシア語教育」「朝鮮語教育」

専任教員は担当外国語により上記いずれかの部門に所属し、その外国語教育の実施運営にあたる。

「日本語教育部門」については、外国語としての日本語を扱い、また留学生への日本語教育、さらに日本語教員の養成などを実施できる態勢を確立する。

「英語教育部門」については、学生の能力とニーズに応じた授業内容、教育方法の多様化、学部専門教育との連携に留意したカリキュラム編成が必要であり、コミュニケーションクラス、LLクラスと並んで各学部にも複数の主担教員を配置し、責任ある英語教育の実施態勢を確立する。

「中国語」「ドイツ語」「フランス語」の各教育部門においても、同様の態勢が望まれる。

「スペイン語教育」「ロシア語教育」「朝鮮語教育」については、各言語教育の独自性に配慮し、1つの「部門」を構成する。将来に予想される新たな外国語の教育に対しても同様に対応する。

なおこの「部門」は、あくまでも当該外国語教育の実施運営に関わるものであり、現在の文学部の「学科・教室」に代わるものではない。

(4) 専任教員は次のいずれかの「教育研究系」に所属する。

A 「外国語教育の方法と内容」

B 「外国語教育と言語諸科学」

C 「外国語教育と地域社会文化」

各専任教員は自己の主たる研究領域により上記いずれかの教育研究系に所属し、各外国語教育部門と連携しつつ、それぞれの外国語教育の方法と内容について専門研究領域の観点から協議・調整し、その専門性を高めるための研究活動を行う。

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

(5) 大学院修士課程として「外国語教育研究科」を設置し、上記「教育研究系」に対応して次の専攻を置く。

- a 「外国語教育の方法と内容」
- b 「外国語教育と言語諸科学」
- c 「外国語教育と地域社会文化」

外国語（日本語を含む）の高等教育機関としてその専門性の維持と向上につとめ、また外国語教育の研究後継者の育成と高度の専門性を有する外国語教育者の養成と研修に資するため、上記3専攻に次のコースを置く。

- a 「外国語としての日本語分析と日本語教育」
「言語運用能力を高めるための英語教育」
「言語運用中心の教材開発と授業方法」
- b 「外国語教育と日本語比較研究」
「外国語教育と教育機器の応用」
「外国語教育とコミュニケーションメディア」
- c 「外国語教育と異文化理解」
「外国語教育と地域言語社会」
「日本語文化と外国語教育」

外国語教育研究所に付置の大学院研究科3専攻9コースの具体的コース名を例示することにより、本答申が目指す関西大学の外国語教育の輪郭も、明確に理解されることであろう。

6. 新機構と各種の委員会

(1) 外国語教育全学委員会

新機構及び各学部から選出の委員により、全学の外国語教育に関する連絡と調整にあたる。また各学部との連携強化のために、学部ごとに連絡協議会を併置する。

(2) 特任外国語講師委員会

特任外国語講師が本学外国語教育に果たす役割はますます増大していくものと予想される。特任外国語講師に関わる諸事項を扱うと同時に、コミュニケーションクラスの運営と企画、調整にあたる。

(3) 「外国語教育機器設備委員会」

LL 教室、視聴覚教室、CAL 教室など、教育機器を用いた外国語教育施設の必要性は増大する一方であり、その進歩に後れることは許されない。これらの施設設備の充実を図るとともに、これらの機器を用いて行われる外国語教育の運営と企画、調整にあたり、新しい時代の要請に応える。

(4) 国際交流活動委員会

外国語の教育研究機関として新機構が本学の国際化に果たす役割は大きい。留学生への日本語・日本語文化の教育のみならず、国際交流センターと協力して、本学学生に対する各種の海外語学集中コースの実施のほか、国際交流活動への積極的な参画が求められる。この委員会はこれらの要請に機能的に対処するためのものである。

7. 新機構の人員規模

現在の文学部教員のなかで外国語教育担当の基準教員数は、旧設置基準に従えば43であるという。仮にここに総合情報学部所属の7が加わったとしても計50名である。他大学に較べ専任率が著しく低い点からみても、絶対数の不足は明白である。しかし、仮にこれらの人員数のすべてを新機構に当てるにしても、すべてのポスト異動が完了するまでには相当の年月がかかるものと予想される。本人の意志に反する異動はあってはならないからである。

しかし独立した教育研究組織としての開設には最低30名の専任教員の確保が必要であろう。各外国語教育部門及び教育研究系が、部門として、また教育研究系として成立し、無理なく運営されていくためには、上記50名に加えてなお相当数の増員が必要であろう。ただ専任教員の不足については、次のような対応策を考えることも可能であろう。

- (1) 文学部を含む既存学部教員による兼担
- (2) 特任外国語講師制度の拡充
- (3) 海外協定校からの招聘・交換教授及び大学院留学生の登用
- (4) ネイティブ・スピーカーの有能な研究教育者の専任教員への積極的な採用

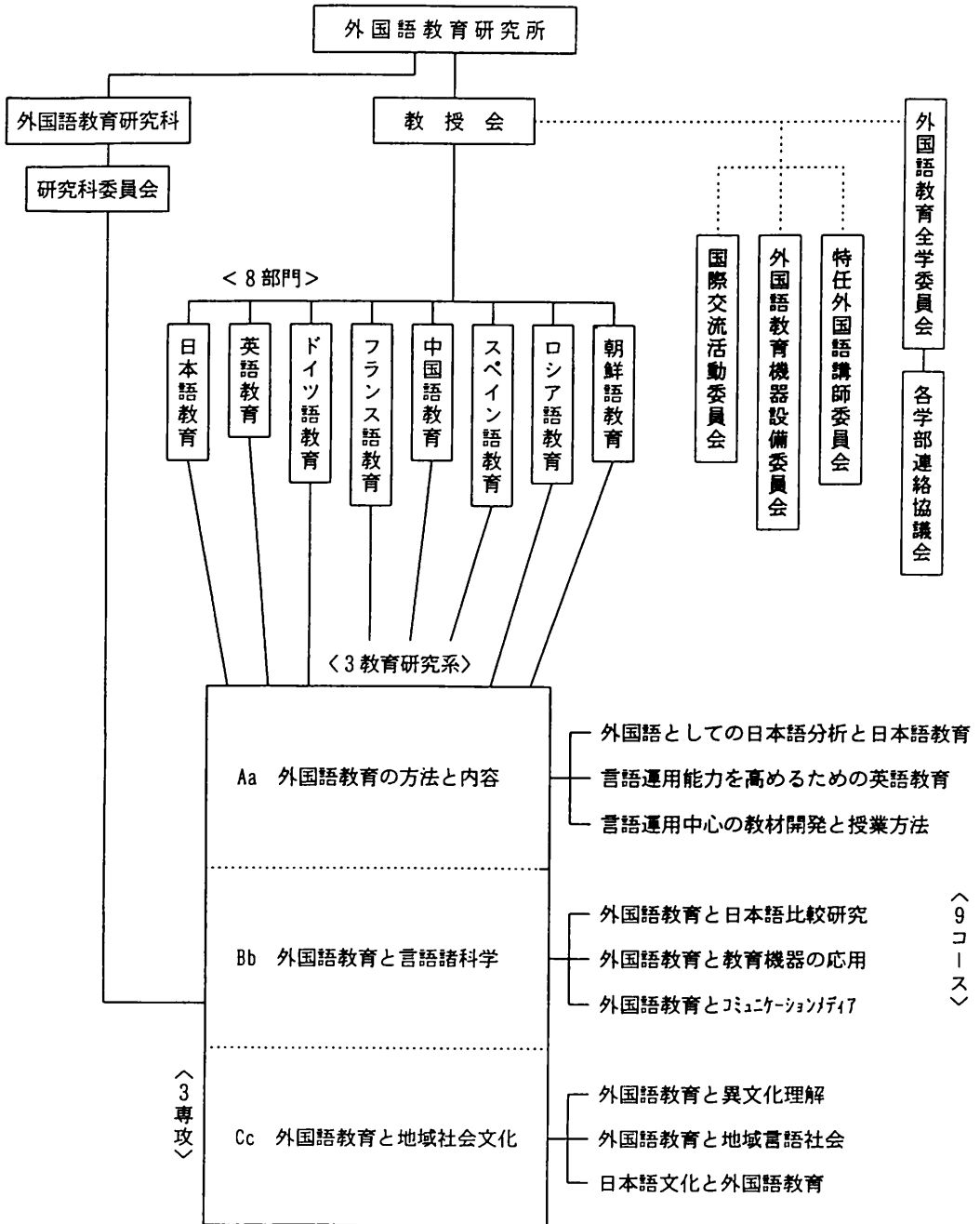
8. 実施年次計画

大学院研究科を不確定なままにしての開設は、大学院だけが積み残される恐れがあり避けなければならない。3専攻6コースに縮小しても、大学院研究科を核として発足すべきである。少人数の外国語教育研究所にとって、大学院研究科委員会は力強い支えであり、中心となる柱である。

この場合審査に1年、申請準備に1年、従って設立準備委員会は遅くとも2年前に設置が必要である。そしてその設置までに全学の同意が必要である。開設までに3年、完成までに5年とみるのが常識であろう。問題は、申請・開設までどれだけの数の教授ポストを空けて待っているべきかである。外国語教育研究所が独立した教育研究機関として無事発足するためには、それが2年後であれ、3年後であれ、最低50名の教員または教員ポストが、開設時までに確保されていることが必須の前提条件である。

外国語教育研究所概念図 (案)

(別紙)



資 料

1. 「外国語教育研究機構 (仮称)」懇談会審議経過

1996年10月9日	外国語教育研究機構 (仮称) 懇談会設置 (教授会承認)
10月16日 (第1回)	・座長の選出について
10月30日 (第2回)	・一般教育等検討委員会「一般教育等のあり方とその改革について (答申)」について
11月20日 (第3回)	・他大学の状況について 名古屋大学
12月4日 (第4回)	・他大学の状況について 大阪大学、京都大学、同志社大学
12月18日 (第5回)	・三重大学、神戸大学、新潟大学、京都大学 (つづき) の事例報告
1997年1月29日 (第6回)	・事例報告 神戸大学、立命館大学、同志社大学、甲南大学
2月15日 (第7回)	・問題点の報告・討議・整理
3月21日 (第8回)	・文学部将来構想委員会の報告
4月4日 (第9回)	・中間答申案の作成について
4月7日	・中間答申案の作成について
4月9日	・中間答申提出
4月28日 打合せ会	・教授会にて説明
5月14日 (第10回)	・今後の取り組みについて
5月21日 (第11回)	・今後の取り組みについて
5月28日 (ヒアリング)	・ヒアリング実施について
6月4日 (第12回)	・ヒアリング実施 (参加者62名)
6月11日 (第13回)	・ヒアリングのまとめ
6月12日	・今後のスケジュール
6月18日 (第14回)	・答申案 (重点項目) の検討
6月25日 (第15回)	・全学の将来構想計画委員会にて中間答申の報告及び補足説明
7月2日 (第16回)	・全学将来構想委員会からの報告
7月4日	・最終案の作成に向けて
7月9日	・最終案の作成に向けて
	・最終案の作成に向けて
	・最終報告提出
	・文学部将来構想委員会及び教授会にて座長説明

2. 「外国語教育研究機構 (仮称)」懇談会構成員名簿

織 田 稔 (座長)	外国語担当学科・教室	英文学科教授
野 浪 嗣 生	〃	フランス文学科教授
浜 本 隆 志	〃	ドイツ文学科教授
河 田 悌 一	〃	中国文学科教授
近 藤 昌 夫	〃	教養教室助教授
村 上 雅 康	学 部 長 指 名	史学・地理学科教授 (1996.10~97.3)
野 村 幸 正	〃	教育学科教授 (1997.4~)
芝 井 敬 司	執 行 部	史学・地理学科教授

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

壇 辻 正 剛	執 行 部	英文学科助教授（1996.10～97.3）
干 井 洋 一	〃	英文学科助教授（1997.4～）

この最終答申の提出を受け、文学部長は次の添書を付してその検討と合意形成の論議を文学部教授会に要請した。

<資料4> _____

文学部「外国語教育研究機構（仮称）」懇談会の最終答申について

1997年7月15日

文学部長 岡村達雄

この度、7月4日付で文学部「外国語教育研究機構（仮称）」懇談会から文学部長あてに同懇談会の最終答申が提出されましたので、ご参考までにお渡しいたします。ご覧いただければ幸いです。なお、同懇談会は学部長の下に置かれた諮問機関であり、本最終答申を受けた文学部における内容の検討や合意形成は、今後の課題であります。

本件に関しましては、全学の将来構想計画委員会において検討が進められていることを承知しておりますが、文学部としても十分な論議の上、文学部案として全学に提示する予定であります。また本最終答申の「人員規模」や「年次計画」などの項目についても、今後の議論をスタートさせるためにあえて盛り込んだ旨、同懇談会座長から報告を受けております。

こうした事情をご賢察の上、本最終答申については、慎重にお取り扱いいただきますようお願いいたします。また参考として以下の資料を添付いたします。

- (1) 「外国語教育研究機構（仮称）」懇談会の設置について（1996.10.9）
- (2) 「外国語教育研究機構（仮称）」の設置について中間答申（1997.4.7）

以上

文学部では、このあと集中討議を重ね、「文学部提案」の合意・作成に努力、平成9年（1997）11月26日の教授会で次に掲げる提案が最終的に承認され、同年12月3日、石川学長のもとに提出された。懇談会答申と重複する箇所も多いが、重要資料として全文を掲げることとする。

〈資料5〉

学長殿

文事 第150号

平成9年12月3日

文学部長

文学部提案「外国語教育研究所」の新設について

標記の件について、別添文書を提出いたします。

かねてより全学的課題であり、また文学部に要請されておりました懸案事項の外国語教育のあり方の改革について、文学部はこの一年集中審議を続けてまいりました。去る11月26日開催文学部教授会におきまして、全学に提案しうる構想について最終的な合意を得るに至りましたので、ここに文学部提案を提出いたします。

第1部に続き来年度から第2部においても新カリキュラムに伴う教養教育の改革が実施される予定であり、外国語教育にかかわる内容、方法、評価の革新、教授・研究体制の充実、施設設備の整備、およびそれらに対応しうる組織の新設が急務となっております。文学部提案は、以上のような要請を視野に入れてまとめられております。

今後、本提案が全学の審議に付され、全学の同意の下に「外国語教育研究所」の設置に向けた取り組みが速やかに開始されるよう要望いたします。

ご高配の程、よろしく願い申し上げます。

以上

「外国語教育研究所」の新設について——文学部提案

1. はじめに

文学部はかねてより本学における外国語教育研究のあり方について審議を進めてきたが、この度、その内容をまとめるに至ったので以下に提示し、併せて本学に設置される新機構としての「外国語教育研究所」の新設を提案したい。

文学部においては、1996年10月9日の教授会において、学部長提案による「外国語教育研究機構（仮称）懇談会」が設置され、9回の懇談会を経て本年4月7日に中間答申、その後7回の審議検討ののち7月4日に答申が行われた。この間、同懇談会は本学におけるこれまでの取り組み、他大学の改革事例の調査検討のうえ、本学に求められている新機構の性格、組織、構成、役割について精力的な審議を進め、5月28日の教授会終了後には、62名の出席者のもとにヒアリングを開催し、14名に及ぶ各学科・教室からの意見発表者からの多岐にわたる提言を受け、質疑応答が行われた。以上の経緯の中で、6月12日には全学の将来構想計画委員会において、同懇談会の中間答申について説明の機会を得られた。また7月4日の答申後、将来構想計画委員会が「関西大学の将来構想—審議の概要（中間報告）」（平成9年7月）をまとめるに当

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

たり、同答申を文学部からの参考として提示した。

その後、「関西大学の将来構想—審議の概要（中間報告）」が改革の重点4項目の一つとして「外国語教育研究所」の設置をあげていることを受け、文学部としての提案をまとめるため部内での審議を行ってきた。以下の提案は、教学充実委員会での審議以後、本学における外国語教育に対して文学部に要請され続けてきた責任と期待に応えようとするものである。いまだ検討すべき問題も残されており十分ではないが、現時点における文学部案として全学の検討に付したい。これが「外国語教育研究所」の新設に向けた契機となれば幸いである。そして、この新しい機構の設置によって、本学の外国語教育がより一層効果的に実施され、その成果を十分に吸収した本学学生が、新しい世紀を担うにふさわしい外国語能力を身につけ、やがて広く社会において活躍することを強く期待する次第である。

2. この問題に関する本学のこれまでの取り組み

本学での外国語教育のあり方については、かねてよりその改革に向けて多くの検討がなされてきたが、1991年7月の大学設置基準の大綱化以来、その改正に従って学長が諮問した2つの委員会による答申が、とりわけ重要なものである。それぞれの答申の外国語教育の制度と組織に関する部分の骨子を示せば、おおよそ次のようになるであろう。

A. 教学充実検討委員会「関西大学の一般教育と専門教育のあり方について」答申

〈外国語教育センター〉案〔1993（平成5）年2月27日〕

- (1) 原則として外国語教育に専心するスタッフによって構成される。
- (2) 本学の外国語教育に関する調査・研究、点検・評価、助言・情報の提供を行う。
- (3) 外国語教育の研究機構としてさまざまな活動を行う。
- (4) 特任外国語講師の受入れ、管掌の機関となる。

B. 一般教育等検討委員会「一般教育等のあり方とその改革について」答申

〈外国語教育研究所〉案〔1994（平成6）年9月21日〕

- (1) 学部学生は所属しないが、全学の外国語教育に責任をもつ学部に準ずる機関とする。
- (2) 各学部教授会と同等の権限を有する教授会をもち、所属教員の研究活動を保障し独自の人事審査を行う。
- (3) 大学院課程を設置し、外国語教育担当者の養成機関としての機能をもつ。
- (4) 質実ともに充実した機関となる期待を込めて「外国語教育研究所」と呼ぶ。

教学充実検討委員会答申では、研究教育機構としての活動内容中心に述べられており、全学の教育研究機関内での位置付けとその性格については、「外国語教育に専心するスタッフによって構成」とあるだけで、明確には示されていなかった。一般教育等検討委員会答申では、その

機構を「全学の外国語教育に責任をもつ学部準ずる機関」と位置付けると同時に、所属教員の身分保障となる教授会、研究・教育の機会を保障する大学院研究科の設置を明らかにし、教学充実検討委員会答申より一步踏み出したものとなっていた。

なお現在、これら二つの答申を引継ぎ、全学の「将来構想計画委員会」がこれらの問題を検討しており、「外国語教育研究機構 (仮称)」が重点4項目のうちの一つとして7月の中間報告では取り入れられた。

3. 具体化にあたって考えられる問題点

これら2つの答申は、学長の諮問を受けて、全学から選出された委員によって審議されたものであり、文学部もまたこれらの答申が示す改革案に対して責任を負っている。本年4月から実施されている一般教育に関する改革も、上記一般教育等検討委員会の答申にもとづくものであり、外国語の教育研究機構に関する答申内容は十分に尊重されなければならない。特に次の諸点は、新機構の具体化にあたって最も考慮されるべき点であり、強くその実現が求められる。

A. 特に尊重されるべき答申中の指摘

- (1) コミュニケーション手段としての外国語運用能力の修得を目的とした外国語教育の導入と拡充
- (2) 開講される外国語の多様化とその履修方法の弾力化
- (3) 全学の外国語教育に責任をもつ教育研究機構としての位置付け
- (4) 所属教員の身分と研究・教育の機会の保障

しかし、具体的実施案の作成となれば、これらの答申にもまだまだ検討の余地があり、解決しなければならない問題点も多く残されている。これまで本学の外国語教育に深く関わってきた文学部としては、特に次の諸点について慎重かつ大胆な取組みを求めたい。

B. 具体化に向け特に留意すべき問題点

- (1) まず新機構の教育研究機関としての具体的機能については教学充実検討委員会答申に述べられているが、これだけでは発信型外国語教育の一部だけを担う「研修センター」的なものに終わるおそれがある。全学の外国語教育に責任をもち、その質の向上と維持を果たすためには、本学の外国語教育の調査・点検・評価とともに、教員相互の活発な教育研究活動が必須の要件である。学部と同等の機構として、それにふさわしい規模と内容を備えたものでなくてはならない。
- (2) さらに、世界の政治・経済の急速なグローバル化と通信・情報メディアの急激な発達、大学の外国語教育にも新たな国際化への展望を求め、多様化する各学部・学生さらに社会からのニーズに対応できる柔軟なカリキュラムの開発と運用を求めている。コミュニケー

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

ション手段としての外国語運用能力の効果的な育成が最重要課題であることは論をまたないが、問題は、そのための外国語教育機構はどのようなものであるべきか、である。

- (3) しかしこのことは、従来の大学の外国語教育が果たしてきた重要性をいささかも減ずるものではない。思想・文化をその著者の言語によって、その言語の思考によって学習することの意義は測り知れず、思考の錬磨、思想の深化の場として、今後の本学の外国語教育においても重要不可欠の部分でなくてはならない。
- (4) さらに答申の具体化にあたって問題となるのは、これまで本学の外国語教育を主として担ってきた文学部及び関連外国語学科・教室との関係をどのように調整していくかということである。これは文学部の将来構想計画と密接に関わっていることはいうまでもない。
- (5) そして先の6月12日の将来構想計画委員会においても強く指摘されたことであるが、各学部の専門教育との連携に十分配慮した外国語教育実施のための方策、さらに年ごとに拡大する国際交流活動を視野に入れた本学の国際化に貢献する組織であることなども重要な検討課題となるであろう。

4. 新機構に求められるいくつかの基礎的条件

本懇談会では、先の2つの答申に対するこのような検討結果と、他大学における外国語教育システムの改革の調査にもとづき、新しい外国語教育研究機構が充たすべき基礎的条件を次の5項目にまとめた。

- (1) 新機構は他の本学教育職員と同一の身分、待遇の所属専任教員をもつ
- (2) 新機構は本学の学部教授会と同等の独自教授会をもつ
- (3) 新機構は本学の外国語教育全般の運営について責任をもつ
- (4) 新機構は教育組織を縦糸、研究組織を横糸とし、すべての所属教員に研究と教育の場を保障する
- (5) 新機構は外国語教育の研究機関として、また高度の専門性を有する外国語教員の養成と研修の場として、大学院研究科をもつ

多くの大学の改組・改革において教養部が解体され、たとえば新潟大学では外国語教員の他学部への分属、また京都大学や神戸大学では外国語教育を主たる責務としない総合人間学部や国際文化学部、発達科学部などの新学部への移行、また同志社大学では各学部に分属の外国語教員の語学センター的付置機構への統合など、大学としての外国語教育の主体性の喪失、責任の分散化につながる事例が多く見られた。このような事態は、本学においては絶対に避けなければならない。

5. 新機構の名称と組織

以上の報告調査、研究討議、中間答申報告、文学部ヒアリング等を経て、文学部が提案する新機構の教育組織、研究組織の概要は、「別紙概念図(案)」に示す通りである。この概念図に従って以下若干の説明を加えておきたい。

(1) 名称は「外国語教育研究所」とする。

全学の外国語教育に責任をもち、その教育機関としての責務を全うしていくためには、それを支える柱として、研究機関としての明確な位置付けが必要である。語学教育のプロフェッショナルの集団として、また多数のネイティブ・スピーカーの語学教育研究者を擁する機関として、活発な研究活動をまず名称によつ保障する必要がある。大学院研究科の設置、科学研究費の申請等においても、「研究所」の名称は不可欠であるとの指摘があった。

(2) 専任教員による「教授会」を置く。

この教授会は各学部教授会と同等の権限と任務をもち、本研究所運営に関わる重要事項の唯一の審議決定機関とする。

(3) 対象とする外国語教育(日本語教育を含む)ごとに、当面、次の「部門」を置く。

「日本語教育」「英語教育」「ドイツ語教育」「フランス語教育」「中国語教育」「スペイン語教育」「ロシア語教育」「朝鮮語教育」

専任教員は担当外国語により上記いずれかの部門に所属し、その外国語教育の実施運営にあたる。

「日本語教育部門」については、外国語としての日本語を扱い、また留学生への日本語教育、さらに日本語教員の養成などを実施できる態勢を確立する。

「英語教育部門」については、学生の能力とニーズに応じた授業内容、教育方法の多様化、学部専門教育との連携に留意したカリキュラム編成が必要であり、コミュニケーションクラス、LLクラスと並んで各学部にも複数の主担教員を配置し、責任ある英語教育の実施態勢を確立する。

「中国語」「ドイツ語」「フランス語」の各教育部門においても、同様の態勢が望まれる。

「スペイン語教育」「ロシア語教育」「朝鮮語教育」については、各言語教育の独自性に配慮し、各1つの「部門」を構成する。将来に予想される新たな外国語の教育に対しても同様に対応する。

なおこの「部門」は、あくまでも当該外国語教育の実施運営に関わるものであり、現在の文学部の「学科・教室」に代わるものではない。

(4) 専任教員は次のいずれかの「教育研究系」に所属する。

A 「外国語教育の方法と内容」

B 「外国語教育と言語諸科学」

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

C 「外国語教育と地域社会文化」

各専任教員は自己の主たる研究領域により上記いずれかの教育研究系に所属し、各外国語教育部門と連携しつつ、それぞれの外国語教育の方法と内容について専門研究領域の観点から協議・調整し、その専門性を高めるための研究活動を行う。

(5) 大学院修士課程として「外国語教育研究科」を設置し、上記「教育研究系」に対応して次の専攻を置く。

a 「外国語教育の方法と内容」

b 「外国語教育と言語諸科学」

c 「外国語教育と地域社会文化」

外国語（日本語を含む）の高等教育機関としてその専門性の維持と向上につとめ、また外国語教育の研究後継者の育成と高度の専門性を有する外国語教育者の養成と研修に資するために、上記3専攻に次のコースを置く。

a 「外国語としての日本語分析と日本語教育」

「言語運用能力を高めるための英語教育」

「言語運用中心の教材開発と授業方法」

b 「外国語教育と日本語比較研究」

「外国語教育と教育機器の応用」

「外国語教育とコミュニケーションメディア」

c 「外国語教育と異文化理解」

「外国語教育と地域言語社会」

「日本語文化と外国語教育」

外国語教育研究所に付置の大学院研究科3専攻9コースの具体的コース名を例示することにより、本提案が目指す関西大学の外国語教育の輪郭を明確にした。

6. 新機構と各種の委員会

(1) 外国語教育全学委員会

新機構及び各学部から選出の委員により、全学の外国語教育に関する連絡と調整にあたる。また各学部との連携強化のために、学部ごとに連絡協議会を併置する。

(2) 特任外国語講師委員会

特任外国語講師が本学外国語教育に果たす役割はますます増大していくものと予想される。特任外国語講師に関わる諸事項を扱うと同時に、コミュニケーションクラスの運営と企画、調整にあたる。

(3) 「外国語教育機器設備委員会」

LL 教室、視聴覚教室、CAL 教室など、教育機器を用いた外国語教育施設の必要性は増大

する一方であり、その進歩に後れることは許されない。これらの施設設備の充実を図るとともに、これらの機器を用いて行われる外国語教育の運営と企画、調整にあたり、新しい時代の要請に応える。

(4) 国際交流活動委員会

外国語の教育研究機関として新機構が本学の国際化に果たす役割は大きい。留学生への日本語・日本語文化の教育のみならず、国際交流センターと協力して、本学学生に対する各種の海外語学集中コースの実施のほか、国際交流活動への積極的な参画が求められる。この委員会はこれらの要請に機能的に対処するためのものである。

7. 新機構の人員規模

新機構が「外国語教育研究所」として学部に対応する規模において設置されるためには、各外国語教育部門及び教育研究系が、部門として、また教育研究系として成立するのに必要な専門教員の確保が必要である。これら専任教員は全学の外国語教育の担当者であり、外国語教育研究科の大学院を担当する教員はその構成の内に含まれる。

提案は完成時の「外国語教育研究所」を3専攻9コースを有する大学院研究科としている。この構想に基づき設置される場合は相当数(50名以上)の専任教員が必要であり、開設時には最低限度の人員規模を想定した上で、その後の人員配備計画が要請されるであろう。

以上の観点からすれば、独立した教育研究組織として、開設時には最低30名程度の専任教員の確保が見込まれる。したがって、大学院専攻コースの設置は、その開設時にはその規模に見合う縮小の余地を残して検討される必要がある。これらの教員は、外国語教育担当教員が配置されている学部を中心に、そこからの教員あるいは教員ポストの移動によって、もっぱら充当されることになるが、新規任用でない移籍・転属の場合は、本人の意志に反する異動が行われてはならない。こうした事情を十分に考慮した新規採用分を含めた専任教員の計画配備が肝要であり、今後文学部はこの点に関して応分の責務を果たしていきたい。

なお、本提案の構想を実現するには、上記のように完成時50名以上の人員規模が必要であり、そのために相当数の増員が求められるであろう。ただ専任教員の不足を補充するために、次のような方策も可能である。

- (1) 文学部を含む既存学部教員による兼担(大学院を含む)。
- (2) 特任外国語講師制度の拡充。
- (3) 海外協定校からの招へい・交換教授及び大学院留学生の登用。
- (4) ネイティブ・スピーカーの専任教員への積極的な採用。
- (5) TA制度の導入による教授方法の改革。

8. 実施年次計画

新設機関の設置に要する期間は、文部省審査に1年、申請準備に1年、したがって「外国語教育研究所」の設立のための準備委員会の発足は遅くとも2年前となる。こうした委員会設置に向けた全学における審議を経た同意の形成が必要である。開設までに3年、大学院完成までに5年が予定されるであろう。

9. 設立準備委員会の設置

文学部は「外国語教育研究所」構想実現のために、全学機関としての「設立準備委員会」（仮称）の設置を提案したい。同「委員会」は、機構・組織部会と大学院カリキュラム部会から成る構成として、大学執行部を代表する委員に加えて、各学部から選出される委員、外国語教育担当教員から選出される委員、大学院担当教員から選出される委員によって組織される。各部会は必要に応じて、部会作業に必要な適任者などを補充することができるものとする。また、外国語教育研究所の設置までの間、それに伴う実務上の作業を担当し、さらに設置後の事務組織運営をスムーズに行う目的で、「設置準備室」の設置を希望する。

〔別紙〕外国語教育研究所概念図（案）——省略、資料3〔別紙〕に同じ。

時を移さずこの文学部提案が学部長会議において披露され、これに対して各学部教授会の意見が徴されることになった。同提案は各学部においてもおおむね好意的に受け取られ、その改革の方向と骨子が是認されるところとなった。

次いで平成10年度の学年開始早々に、「外国語教育・研究に関する新機構について」と題する平成10年4月3日付けの学長メモ（あるいは学長提案の骨子案）が文学部教授会に示され、論議を呼ぶことになった。「組織」及び「規模」のところで、「…本機構は完成時に独自の教授会機能をもつものとする。しかしながら、当面は文学部内の組織という方向で検討を進めることとする」、「発足時にこの機構に移籍する専任教育職員は、30名以下と予想されるので、その場合はとりあえず文学部内に『外国語教育教室（仮称）』を新設して配属するものとする」とあったからである。

これはまた、文学研究科の中に外国語教育に関する専攻を早急に、しかも暫定的に新設することをも意味し、十分な準備も整わぬうちに、このように移行と分離を促されることに対し、その時私は危惧を感じた。しかし、文学部教授会は、議論の結果、いくつかの訂正を要望して学長メモの骨子を了承した。その後2ヶ月を経てわれわれが手にした学長の正式提案は、次のようなものであった。

〈資料6〉

平成10年6月3日

外国語教育・研究機構（仮称）の設置について

学 長

文学部から「外国語教育研究所の新設について」（平成10年1月21日付）について提案を受けましたので、この提案を尊重して3回にわたり学部長会議で懇談し、各学部の意見を聴取いたしました。その結果、本件の今後の取り扱いについては、「各学部の意見を踏まえ、文学部と相談した上、組織の設置目的、機能、役割等を明確にして、ステップバイステップに実現可能な案を提案する」ことになりました。その後、文学部提案を踏まえた上、その趣旨に沿って実行可能な案を作成し、文学部と協議してまいりましたが、文学部教授会の合意が得られましたので、別紙1の案を全学部にお諮りいたします。

○資料

別紙1：学長提案「外国語教育・研究機構（仮称）について」

別紙2：文学部提案「外国語教育研究所の新設について」

〔別紙1〕

外国語教育・研究機構（仮称）について

1 設置目的

本学学生に、21世紀を担うに相応しい外国語能力を身につけさせるため、既存の学部・大学院と協力して発信型の外国語運用能力を高めるなどの効果的な外国語教育を行い、本学卒業生が国際化に対応できる高度な外国語能力を通して社会的に活躍できるような人材を養成するとともに、外国語教育者・研究者を養成することを目的とする。

2 業務

本機構の具体的な業務は、次のとおりとする。

- (1) 各学部と緊密な連携を図り、専門教育と結びつけた各学部の外国語教育の課程と方法を立案・実施する。
- (2) グレード別授業、インテンシブ授業、 Semester制など、効果的な外国語教育を推進する。
- (3) 留学生に対する日本語及び日本文化についての教育を立案・実施する。
- (4) 語学集中コース及び海外語学集中コースを立案・実施する。
- (5) 大学院における外国語教育者・研究者の養成並びに現職の中・高教員のリカレント教育を行う。

3 組織

- (1) 本機構は、専任教育職員を有し、外国語教育・研究を専門とする。
- (2) 本機構に所属する専任教育職員に教育と研究の場を保障するため、本機構は完成時に独

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

立の教授会をもつものとする。しかしながら、新機構の独立時までは文学部内の組織とする。

- (3) この機構に所属する専任教育職員の新規増員は当面の間行わず、専任教育職員の確保は、文学部を中心に現教員の移籍及び教員ポストの移動などでもって充当するものとする。
- (4) 本機構は、大学院独立研究科を有する。
- (5) 大学院独立研究科の設置は、所属の専任教育職員の資格が大学院申請の条件を満たした段階で行う。
- (6) 大学院独立研究科の設置までの間は、文学研究科内に外国語教育専攻（仮称）を設置することとする。

4 既存の学部・大学院との関係

- (1) 本機構は、固有の所属学部学生は有しないが、本学の外国語教育の責任機構として、既存の学部・大学院と協力して学生の外国語教育にあたる。
- (2) 本機構が完成時にもつ教授会は、その任務として本学における外国語の教育及び研究に関する重要な事項を審議するものとする。
- (3) 本機構は、大学院「独立研究科」の設置を目指し、外国語教育を研究し、高度の専門性を有する外国語教育者の養成と研修に資するものとする。

5 規模と担当教員の推薦

- (1) 本機構は、その完成時において50名以上の専任教育職員をもつことを目標とする。
- (2) 本機構に専任として所属する教育職員が30名に達することが見込まれるまでは、暫定的に文学部内に「外国語教育教室（仮称）」を新設して配属するものとする。

なお、「外国語教育教室（仮称）」は、文学部内の既存の学科・教室と同等の扱いとする。

- (3) 外国語担当の兼任教員の推薦については、兼任教員の所属する学部と協議して行う。
- (4) 特任外国語講師及び非常勤講師の推薦母体とする。

6 名称

当面「外国語教育教室（仮称）」とし、完成時には大学院独立研究科を有する「外国語教育・研究機構（仮称）」とする。ただし、名称については、今後さらに検討するものとする。

7 着手から完成までの年次計画

- (1) 専任教育職員30名以上の確保の見通しがついた段階で、機構としての独立の手続きにはいる。
- (2) 上記（1）の条件が整った段階で、全学機関としての設立準備委員会を設け本機構の申請準備を行う。
- (3) 本機構の文部省への申請は、上記（1）の段階から準備・検討に1年、申請・認可に1年の計2年を要する。

以上

このようにして平成11年(1999)4月、文学部内に新たに「外国語教育研究教室」が設けられ、関係する学科・教室から25名の教員が移った。また文学研究科に外国語教育研究専攻増設の申請も無事に運び、その認可がほぼ確実となった頃、文学部からさらに3名の転属と、高槻キャンパス総合情報学部から英語担当教員7名の所属変更が実現されることになり、1年を待たずして30名を超える専任教員を擁することが明らかとなった。

これにより、先の学長提案に従い、「専任教育職員30名以上の確保の見通しがついた段階で、機構としての独立の手続きにはいる」ことになり、1999年秋より、関連する学則等の改正と制定の作業を急ぎ、2000年4月1日、「外国語教育研究機構」がここに発足した。

さらにまた、「完成時には大学院独立研究科を有する外国語教育研究機構とする」ために、すでに文学研究科内に2000年4月「外国語教育研究専攻」が発足しているが、改めて「外国語教育学研究科」の開設を目指し、設置の準備作業にはいることになった。

外国語教育研究機構は他の学部と同等の研究教育組織として位置づけられ、機構長も学部長会議A構成メンバーである。学則も、また学内諸規程も、煩を厭わず、「学部」が「学部及び外国語教育研究機構」に、「学部長」が「学部長及び外国語教育研究機構長」にそれぞれ改正された。与えられた責務の重大さを忘れず、その期待にこたえなければならない。

なお関西大学企画室広報課発行の【広報】第622号(平成12年3月22日)に、関西大学外国語教育研究機構規程、同教授会規程、同自己点検・評価委員会規程の制定について公示されている。その最初の機構規定を、ご参考までにここに再録することを許されたい。

<資料7> _____

○関西大学外国語教育研究機構規程の制定

(制定 平成12年2月25日)

(設置)

第1条 関西大学学則第2条の2の規定に基づき、本大学に外国語教育研究機構(以下「機構」という。)を置く。

(目的)

第2条 機構は、学部及び大学院と協力して効果的な外国語教育を行うことにより、高度な外国語能力を有し国際社会において活躍できる人材を育成するとともに、外国語教育のあり方を研究、教授し、外国語教育者及び研究者を養成することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

外国語教育研究機構の設立まで（織田）

- (1) 外国語科目のカリキュラム編成に関すること。
- (2) 外国人留学生科目のカリキュラム編成に関すること。
- (3) 外国語教育における学部間の調整に関すること。
- (4) 海外語学実習のカリキュラムに関すること。
- (5) 外国語教育の研究及び調査に関すること。
- (6) 外国語科目及び外国人留学生科目の非常勤講師に関すること。
- (7) 特任外国語講師に関すること。
- (8) その他外国語教育及び研究に関すること。

（職員）

第4条 機構に専任の教育職員及び事務職員を置く。

- 2 前項の教育職員は、教授、助教授及び講師とする。
- 3 必要に応じて助手を置くことができる。

（役職者）

第5条 機構に次の役職者を置く。

- (1) 機構長 1名
- (2) 機構長代理 1名
- (3) 機構主任 2名

（機構長）

第6条 機構長は、機構を代表し、その業務を統括する。

- 2 機構長は、機構教授会の選挙を経て学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（機構長代理）

第7条 機構長代理は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは機構教授会議長の職務を代行する。

- 2 機構長代理は、機構長の推薦に基づく機構教授会の議を経て、学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 機構長代理の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 機構長代理が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（機構主任）

第8条 機構主任は、第3条に規定する業務の円滑かつ有効な実施をはかるため、機構長及び機構長代理を補佐して機構の運営にあたる。

- 2 機構主任は、機構長の指名に基づき学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。
- 3 機構主任の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 機構主任が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際就任の第5条第1号から第3号に規定する役職者の任期は、本則の定めにかかわらず、発令の日から平成12年9月30日までとする。

最後に一言、現在の私の心境として、私は拙速を恐れ十分な準備と計画を主張しつづけたが、これだけの改革は「拙速」なくしては達成されなかったのではないかという反省と、この実現のために努力を惜しまれなかった関西大学当局と、あえて苦難の道を選ばれた新機構の同僚諸氏に対する心からの敬意と謝意を、真摯に表明しておきたい。